

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年 8 月及び同年 9 月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 2 年 10 月 16 日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

## 第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 67 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
商 工 産 業 政 策 課	令和 2 年 8 月 7 日	小野委員	海老名委員
中 小 企 業 振 興 課	令和 2 年 8 月 7 日	小野委員	海老名委員
工 業 戦 略 技 術 振 興 課	令和 2 年 8 月 7 日	小野委員	海老名委員
商 業 ・ 県 産 品 振 興 課	令和 2 年 8 月 7 日	小野委員	海老名委員
貿 易 振 興 課	令和 2 年 8 月 7 日	小野委員	海老名委員
人 事 委 員 会 事 務 局	令和 2 年 8 月 7 日	小野委員	海老名委員
秘 書 課	令和 2 年 8 月 7 日	武田委員	—
広 報 広 聴 推 進 課	令和 2 年 8 月 7 日	武田委員	—
人 事 課	令和 2 年 8 月 7 日	武田委員	—
企 画 調 整 課	令和 2 年 8 月 7 日	武田委員	—
総 合 交 通 政 策 課	令和 2 年 8 月 7 日	武田委員	—
I C T 政 策 推 進 課	令和 2 年 8 月 7 日	武田委員	—
統 計 企 画 課	令和 2 年 8 月 7 日	武田委員	—
財 政 課	令和 2 年 8 月 21 日	小野委員	武田委員
		木村委員	海老名委員
雇 用 対 策 課	令和 2 年 8 月 21 日	小野委員	海老名委員
管 理 課	令和 2 年 8 月 21 日	小野委員	海老名委員
建 設 企 画 課	令和 2 年 8 月 21 日	小野委員	海老名委員
県 土 利 用 政 策 課	令和 2 年 8 月 21 日	小野委員	海老名委員
空 港 港 湾 課	令和 2 年 8 月 21 日	小野委員	海老名委員
行 政 改 革 課	令和 2 年 8 月 21 日	木村委員	武田委員
学 事 文 書 課	令和 2 年 8 月 21 日	木村委員	武田委員
管 財 課	令和 2 年 8 月 21 日	木村委員	武田委員
税 政 課	令和 2 年 8 月 21 日	木村委員	武田委員
都 市 計 画 課	令和 2 年 8 月 24 日	小野委員	海老名委員
下 水 道 課	令和 2 年 8 月 24 日	小野委員	海老名委員
道 路 整 備 課	令和 2 年 8 月 24 日	小野委員	海老名委員
道 路 保 全 課	令和 2 年 8 月 24 日	小野委員	海老名委員

河川課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
砂防・災害対策課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
建築住宅課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
農政企画課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農業経営・担い手支援課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
6次産業推進課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
県産米ブランド推進課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農村計画課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農村整備課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
森林ノミクス推進課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
防災危機管理課	令和2年8月25日	小野委員	武田委員
農業技術環境課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
園芸農業推進課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
畜産振興課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
水産振興課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
健康福祉企画課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
医療政策課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
地域福祉推進課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
健康づくり推進課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
教育政策課	令和2年9月3日	武田委員	—
教職員課	令和2年9月3日	武田委員	—
生涯教育・学習振興課	令和2年9月3日	武田委員	—
義務教育課	令和2年9月3日	武田委員	—
特別支援教育課	令和2年9月3日	武田委員	—
高校教育課	令和2年9月3日	武田委員	—
福利厚生課	令和2年9月3日	武田委員	—
労働委員会事務局	令和2年9月3日	武田委員	—
長寿社会政策課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
障がい福祉課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
観光立県推進課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
イン・アウトバウンド推進課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
文化振興・文化財課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
新県民文化館活用・発信課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
スポーツ振興・地域活性化推進課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
総務厚生課	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
スポーツ保健課	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
警察本部	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
会計局	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員
議会事務局	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員
監査委員事務局	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 総合交通政策課

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

国庫補助金に係る県の事務について、内部けん制が的確に機能せず、遅延したことにより、事業者が本来交付されていた補助金を受領できなくなったため、その損害賠償を行ったもの

補助金名 地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
損害賠償額 1,078,000円

#### ロ 農村整備課

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

契約書を作成する必要がある契約において、契約の相手方決定後においても契約書を作成せず、代金の支払が滞り、支払が次年度になったもの 1件

平成31年度情報系パソコン基本ソフト更新業務委託  
委託料 3,960,000円  
委託期間 令和元年5月17日から令和2年1月31日まで  
支払日 令和2年6月26日（令和2年度予算から支出）

#### ハ 医療政策課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行完了確認後4箇月を超えてしていないもの 1件

施設使用料  
履行完了確認の証明日 令和元年7月31日  
請求書受理日 令和元年12月16日  
支払日 令和元年12月26日  
支出額 221,136円

#### ニ 義務教育課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 交付申請から交付決定までの期間が3箇月以上のもの 1件

平成31年度山形県ICT教育環境整備推進事業費補助金  
交付申請日 平成31年4月17日  
交付決定日 令和元年10月1日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 3件

主な事例は以下のとおり

平成31年度小中学校音楽教室支援事業費補助金  
実績報告日 令和元年11月1日  
額の確定日 令和2年3月5日

c 交付申請から交付決定までの期間が2箇月以上のもの 15件

主な事例は以下のとおり

平成31年度小中学校音楽教室支援事業費補助金

交付申請日 平成31年4月12日

交付決定日 令和元年7月2日

d 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 7件

主な事例は以下のとおり

平成31年度小中学校音楽教室支援事業費補助金

実績報告日 令和元年12月11日

額の確定日 令和2年3月5日

#### ホ 障がい福祉課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和元年度山形県早期からの親子サポート事業（最上地域事業）業務委託契約

契約金額 2,698,300円

要契約保証金 269,830円

#### ヘ 総務厚生課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和元年度山形県職員会館あこや会館加圧給水ポンプユニット更新工事

契約金額 1,188,000円

要契約保証金 118,800円

#### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### イ 予算

(イ) 平成28年度に購入した金券について、計画的・効率的執行がなされておらず、未使用のまま有効期限を過ぎ、使用不可となったものがある。また、公金管理台帳に使用不可となった金券を記載しており、確認が不十分なものがある。（スポーツ保健課）

#### ロ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。（障がい福祉課、スポーツ保健課）

#### ハ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（財政課）

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。（生涯教育・学習振興課）

(ハ) 訴訟代理人に対する着手金について、委任契約で定める支払期限内に支払をしていないものがある。（警察本部）

#### ニ 契約

(イ) 落札決定後に仕様書の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。（警察

本部)

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないものがある。(商工産業政策課)

ホ 債 権

(イ) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のものがある。(障がい福祉課)

へ 補助金

(イ) 経費区分の20パーセントを超える増額又は減額を行っているにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないものがある。(文化振興・文化財課)

(ロ) 当初の事業完了予定日を過ぎていたにもかかわらず、正当な理由もなく交付要綱に規定する状況報告書の提出を求めているものがある。(空港港湾課)

ト 財 産

(イ) 財産台帳(借受財産を含む。)の記載が著しく滞っているものがある。(文化振興・文化財課)